

食料・農業・農村政策の確立に関する提言

北海道の農業は、稲作・畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専門的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

こうしたなか、TPPや日EU・EPAをはじめ、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）など各国とのEPA/FTA交渉のみならず、日米経済対話や新たな日米貿易協議（FFR）など次々に国際貿易交渉を積極的に進めています。これにより、国内の農畜産物が一層市場開放され、国内農業に甚大な影響を与えることは明らかであり、食の安全・安心を危うくするばかりか、地域の経済や社会を崩壊しかねず、生産現場は強い憤りと不満を抱えています。

一方、農業・農協改革においては、「農業競争力強化プログラム」の実行を図るため、本年も関連9法案が十分な審議を行わずに成立させ、食料・農業・農村分野に市場競争の論理を持ち込み、大企業の最大限の利益を追求した改悪にほかありません。このまま経済効率最優先の農政が続けば、農業・農村を支える家族農業は切り捨てられ、地域経済・社会も存続の危機に追い込まれることが危惧されます。

このため、食料・農業・農村基本法に掲げる理念に基づき、食料の安定供給の確保（自給率向上）や多面的機能の発揮などを実現する生産現場に適応した施策の推進が求められております。

については、本道農業の潜在生産力を最大限に発揮し、農業・農村を担う家族農業などが持続的な農業生産と所得安定につながるよう、食料・農業・農村政策について、下記事項を提言致します。

記

I. 国内農畜産物及び農業・農村を守る適切な国境措置の確保

1. TPP11協定の発効停止・離脱

TPP11については、米国を除く11カ国による合意内容でも国内農業に大きな影響を与えるとともに、見直し規定の実行性や影響試算の妥当性、新規参入国の取扱いなど多くの懸念事項が完全に払しょくされていないことから、協定発効の停止又は離脱を検討すること。

2. 新たな日米貿易協議（F F R）による農畜産物の市場開放阻止

新たな日米貿易協議（F F R）については、T P P合意以上の輸入拡大要求を突きつけられ、日米F T A交渉に発展する恐れがあることが極めて強いことから、断固として農畜産物の市場開放を受け入れないこと。

3. 日E U・E P A協定の国会批准反対

日E U・E P A協定については、T P Pを上回る市場開放により酪農・畜産などにも甚大な影響を及ぼすことは明らかなことから、国会批准を断じて行わないこと。

4. 各国との国際貿易交渉における重要農畜産物の関税撤廃除外

R C E P、日中韓など各国とのE P A／F T A交渉に当たっては、わが国の基礎的食料の米や麦、砂糖、豚肉・牛肉、乳製品、でん粉、雑豆など重要品目の関税撤廃の対象から除外するなど毅然とした姿勢で対応し、適切な国境措置を堅持すること。

II. 食料・農業・農村政策の確立と万全な予算の確保

1. 家族農業を基本とした食料・農業・農村政策の確立

1) 農業・農村が将来にわたり安定的に維持・存続するため、競争力強化や効率化を求める現行農政から、食料・農業・農村基本法の理念にある「食料の安定供給の確保」や「多面的機能の発揮」などを重視した政策確立を図ること。

また、政策立案にあたっては、多様な農業者の意見を十分に反映すること。

2) 農業・農村の持続的な発展を図るため、多面的機能の価値評価に基づく直接支払制度の創設や重要農畜産物の再生産と所得を確保する基礎的な直接支払制度を確立すること。

3) 国連が2019－2028年までを家族農業の10年間と位置づけたことを踏まえ、持続可能な農業生産や地域コミュニティの役割と可能性を再評価し、家族農業を基本とした政策を確立する十分な予算を措置すること。

4) 農協改革においては、農村社会の維持などに重要な役割を果す総合農協としての協同活動の本質が損なわれないよう、既存の機能を維持しつつ、規制改革推進会議の一方的な提案に偏ることなく自主改革を尊重すること。

2. 国内産農畜産物の自給率向上、需給安定・販路確保等に対する政策支援

- 1) 食料・農業・農村基本計画の自給率目標の達成を図るため、生産数量目標にそって生産された農畜産物については、需給安定や販路確保などに対する十分な政策支援を講ずること。
- 2) 主要農作物種子法の廃止後においても、生産者が安心して営農が継続されるよう、優良な種子の生産・普及体制の維持・存続を図る国の財政支援を含め新たな支援体制を構築すること。
- 3) 国際水準などGAPの取得にあたっては、食品安全、環境保全、労働安全など生産工程管理への新たな取組を支援するため、国による負担軽減策を拡充・強化すること。
- 4) 道産農畜産物の約7割を道外へ輸送している事態を踏まえ、低コストで安定的な輸送手段の確保のため、遠隔地に対する運賃助成など国の支援によるJR貨物やトラック輸送などの効率的な輸送体制の整備を強化すること。

Ⅲ. 農業の持続的な発展に資する経営安定対策の拡充・強化

1. 米・水田農業の経営安定対策、主食用米の需給均衡化

- 1) 国の責務である食料安全保障の観点から、国民に対しては豊凶時の安定的な価格や供給対策を図るとともに、生産者に対しては安心して米生産に取り組めるよう再生産を可能とする生産コストと販売価格との差を補う価格差補填政策を講ずること。
- 2) 平成30年産以降の主食用米の需給均衡化に向けて、国は食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を果たし、過剰作付け県の解消など助言と指導を徹底させること。
- 3) 水田活用の直接支払交付金については、食料自給率・自給力向上を図るため、飼料用米・麦・大豆等の戦略作物の本作化を進めること。
併せて、地域の特色ある魅力的な産地づくりに向けた取組みを支援するため、恒久的な政策として必要な予算を確保すること。

2. 持続可能な畑作政策の確立に向けた施策の拡充・強化

- 1) 生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むため、畑作物の再生産と生産者の所得が確保されるよう、畑作物の直接支払交付金の十分な予算を確保すること。
- 2) 畑作構造転換事業については、将来にわたり畑作農業の持続的な発展に向けた合理的な輪作体系の維持を図るため、要件の緩和や転換畑も対象とするなど生産現場が活用しやすい事業内容に改善し、利用率を高めるとともに、継続的な事業として当初予算で財源を確保すること。

3. 酪農・畜産経営の持続的発展を可能とする国内政策の確立

誰もが将来を展望できる酪農・畜産の持続的発展に向け、酪農・畜産の体質強化、自給飼料の生産拡大、酪農・畜産経営安定対策の実施にあたっては、競争力強化（規模拡大）に偏った制度運用・事業内容の是正を図り、生産現場の声と実態を踏まえた各種施策を推進すること。

特に、厳しい国際環境下に晒されている酪農・畜産の将来不安を払拭するため、牛乳乳製品及び畜産物の需給安定と価格安定対策については、国の責務として万全な施策を講ずること。

4. 多様な経営セーフティネット対策の構築

- 1) 収入保険制度については、補填金の全額支払い（基準収入からの足切りなし）、事務手数料の軽減措置など制度の仕組みを改善するとともに、問題が生じた場合はただちに制度見直しを行うこと。
- 2) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策については、現行制度の加入者が将来にわたって経営安定に資するよう必要な予算を確保し、掛け金、補償内容などについても現行水準を堅持すること。

IV. 日本型直接支払制度の拡充・強化

日本型直接支払制度については、法の目的である「農業の有する多面的機能の発揮の促進を図り、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与する」ことを旨として、十分な予算措置を図り、制度を拡充・強化すること。

1. 多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の拡充・強化

1) 農地維持支払については、現行の交付金単価の算定方式によらず、農地が果たしている多面的機能の価値（貨幣）評価に基づく直接支払制度として位置づけるとともに、多面的機能の再評価を行うこと。

また、交付金は全額国費負担とし、かつ、地目別の全国一律単価とすること。

2) 資源向上支払については、需要に対応した必要な予算を十分確保し、地方財政措置の充実を図るとともに、制度の安定的・継続的な運営のため、共同活動のメニューを多様化するなど地域で取組みやすい制度に改善すること。

また、農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、新たな共同活動の取組メニューを追加して実施する場合は75%単価を適用しないこと。

2. 中山間地域等直接支払の拡充

中山間地域等直接支払については、平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付すること。

また、交付要件から共同活動を外し、資源向上支払に一元化すること。

3. 環境保全型農業直接支払の改善・充実

環境保全型農業直接支払については、資材コスト増などを踏まえた支援単価の引き上げや申請手続きの簡素化など制度を充実・強化すること。

また、本年度から要件化した国際水準GAPへの取組については、制度本来の目的である環境保全とは異なり、生産現場に新たな負担が課せられるため、別途の加算措置を講ずること。

V. 基盤整備事業の推進、担い手確保対策の強化など

1. 農業生産基盤の農家負担軽減、産地体質強化を図る予算の確保

1) 食料の安定供給に不可欠な農業基盤整備事業や生産・流通システムの施設整備事業の予算を拡充するとともに、計画的かつ継続的な事業の推進とコスト低減対策（地元負担の軽減など）を図ること。

2) 集出荷貯蔵施設など共同利用施設整備、機械導入を支援する産地パワーアップ事業については、事業要件の緩和など生産現場でより多くの農業者が活用できるよう改善を図り、十分な予算措置を講ずること。

2. 担い手育成及び労働力確保対策の強化

1) 新規就農者や後継者などの円滑な就農を促進するため、農業人材力強化総合支援事業の予算を確保すること。

- ① 農業次世代人材投資事業については、親元就農など多様な担い手の就農形態に即した要件の見直しを行うこと。
- ② 農の雇用事業の拡充・強化を図り、優れた人材育成を図ること。

2) 恒常的な労働力不足を解消するため、農業労働力確保支援事業の予算の拡充を図るとともに、コントラクター組織への支援、高性能機械の導入などによる省力化対策に対して十分な予算措置を講ずること。

3. 農業における情報通信技術（ICT）活用の促進を図るインフラ整備

ICTを活用した農業経営の効率化・高度化等の取組を支援するため、農村地域における光回線など通信網のインフラ整備促進を政府全体で取組むこと。

2018（平成30）年 月 日

北海道農民連盟

委員長 西原正行